

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年9月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1900094 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2000015 号

第1 結論

請求期間①及び⑧について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のH社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩について、請求者のI社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑪について、請求者のJ社（現在は、K社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑫について、請求者のL社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑬について、請求者のM社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑭について、請求者のN社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 昭和39年4月から同年5月まで
② 昭和39年4月から同年5月まで
③ 昭和39年6月から昭和40年6月まで
④ 昭和40年6月から同年8月まで
⑤ 昭和40年11月から昭和41年4月まで
⑥ 昭和41年10月から昭和42年6月まで
⑦ 昭和42年10月から昭和43年1月まで
⑧ 昭和44年9月から昭和55年4月まで
⑨ 昭和55年5月から昭和63年9月まで
⑩ 昭和63年9月から同年10月まで
⑪ 昭和63年10月から平成元年3月まで
⑫ 昭和63年10月から平成元年8月まで
⑬ 平成元年9月から平成2年4月まで
⑭ 平成2年4月から平成5年4月まで

私は、請求期間①及び⑧においてはA社、請求期間②においてはB社、請求期間③においてはC社、請求期間④においてはD社、請求期間⑤においてはE社、請求期間⑥においてはF社、請求期間⑦においてはG社、請求期間⑨においてはH社、請求期間⑩においてはI社、請求期間⑪においてはJ社、請求期間⑫においてはL社、請求期間⑬においてはM社、請求期間⑭においてはN社に勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、各請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び⑧について、A社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、○健康保険組合は、A社は昭和48年に同組合に編入しているが、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番はない。

さらに、請求者について、請求期間①における雇用保険加入記録は、保存期間経過のため、確認することができない上、請求期間⑧における雇用保険加入記録はない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、B社は、昭和42年4月10日に厚生年金保険の適用事業所になり、昭和43年10月3日に適用事業所でなくなっていることから、請求期間において適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の元事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、確認することができない上、請求者の雇用保険加入記録は、保存期間経過のため、確認することができない。

3 請求期間③について、C社は、当社で保管している請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えである確認通知書の中に請求者の氏名はなかった旨回答している上、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、P健康保険組合は、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録は、保存期間経過のため、確認することができない。

4 請求期間④について、D社は、平成21年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、確認することができない。

また、請求期間において、同社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

5 請求期間⑤について、E社は、当時の従業員名簿に請求者の氏名がなかったことから、請求者は委託契約販売員として外交員報酬を支払う販売員（個人事業主）であった可能性が高い旨回答している。

また、E社がQ健康保険組合に編入したのは昭和46年であるところ、同組合は、保存期間を経過しているため、資料がない旨回答し、請求期間において、同社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

6 請求期間⑥について、F社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、R健康保険組合は、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

7 請求期間⑦について、G社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、S健康保険組合は、G社は昭和46年に同組合に編入しているため、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

8 請求期間⑧について、H社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、元事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、確認することができない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

9 請求期間⑩について、I社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、請求期間において、同社のオンライン記録の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

10 請求期間⑪について、K社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、T健康保険組合は、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社のオンライン記録の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

11 請求期間⑫について、L社は、請求期間の前後を含め、当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を確認したが、請求者の氏名はなく、請求者の請求期間に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、U健康保険組合は、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社のオンライン記録の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

12 請求期間⑬について、M社は、請求者の請求期間に係る勤務状況及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している。

また、請求期間において、同社のオンライン記録の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

13 請求期間⑭について、N社は、請求期間の前後を含めて、請求者を採用した記録はない旨回答している。

また、U健康保険組合は、請求者が同組合に加入していた記録はない旨回答し、請求期間において、同社のオンライン記録の整理番号に欠番はない上、請求者の雇用保険加入記録はない。

14 このほか、請求者の請求期間①から⑭までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。